

Title	商法における計算書類開示制度の意義
Sub Title	The Disclosure of the Books of Account on Company Law
Author	島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.2 (2000. 2) ,p.379- 409
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田利治先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000228-0379">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000228-0379</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 商法における計算書類開示制度の意義

島 原 宏 明

- 序
- 一 開示の種類と方式
  - (1) 商法上の開示
  - (2) 証券取引法上の開示
- 二 開示制度の目的と機能
  - (1) 証券取引法と商法の関係
  - (2) 開示目的の差異
- 三 開示制度の本質
- 結 語

## 序

法制度によって裏づけられる企業会計を制度会計と呼んでいるが、わが国の法体系上は、商法、証券取引法お

よび法人税法が、各々その役割を担っている。このような制度会計が確立されることとなった要因のひとつに、開示（ディスクロージャー）に対する要請があるものと考えられるが、このディスクロージャーという概念は、昭和二三年の証券取引法の制定によってクローズ・アップされることとなったものである。<sup>(2)</sup> そのモデルはアメリカの一九三三年証券法と一九三四年証券取引所法であり、これらの連邦法自体は、開示による規制方式をイギリスの会社法にならって採用したものと<sup>(3)</sup>いわれている。

近年、企業の社会的責任といった観点から、開示制度の果たすべき役割と、その実効性の確保の必要性が声高に叫ばれており、さまざまな面で議論されてきているが、中でも重要視されているのは、企業の財務情報を提供する計算書類ないし財務諸表（いずれも、その中心は貸借対照表と損益計算書）の開示である。わが国では、これらの開示についても商法と証券取引法の両者により別々に制度が設けられている。

その内、証券取引法における企業会計制度が有価証券届出書と有価証券報告書による開示（情報提供）を強制することを旨としたものとされるのに対して、商法の計算規定は主に配当可能利益の算定のための体系として理解されてきた。しかしながら商法は配当規制だけに止まらず、開示についての制度をも有しているため、この部分においては、証券取引法の規制との異同が問題となりうる。もともと、両制度において開示の対象となる貸借対照表および損益計算書の内容についての整合性は、昭和三七年および昭和四九年の商法改正によって図られてきてはいるものの、両者が別の制度によって保持されていることには変わりがなく、このような体系が世界的にみても特異なものであることは事実である。

諸外国の制度をみると、商法会計だけを持っているのはドイツとフランスである。この両国には証券取引法会計がなく、ドイツでは商法（HGB）三二五条①②により開示の制度が定められており、フランスでは、商事会

一社施行令二九三条および二九四条によって規定されている。これに対して、アメリカにおいては証券取引法会計が中心であり、商法（会社法）会計といえるものはほとんど存在しない<sup>(4)</sup>。また、イギリスでは会社法二四二条①によって、決算書の開示が登記により行われる旨規定されているが、これは「真実かつ公正なる概観（True and Fair View）」の概念に代表されるごとく、計算基準よりも表示基準を中心に発達してきたものであり、むしろアメリカの証券取引法会計に近いものと評価されている<sup>(5)</sup>。

わが国における二つの開示制度についての一般的な理解は、企業の経理内容を真実公平に利害関係人である社員・株主・債権者ないし投資者に報告させることが、商法、証券取引法（および企業会計原則）とに共通する目的であるとするものである<sup>(6)</sup>。たしかに、両者の対象となる貸借対照表および損益計算書の内容は同一化されているものの、証券取引法における開示制度は投資家の保護（証券取引法一条）のための重要な手段とされてきたものであつて、株式や社債についての市場が存在する場面を前提としているのに対して、商法の適用対象となるものには、定款に株式の譲渡制限条項を持つ株式会社のように、投資の対象にならず、したがつて投資家に対する情報などに何の意味もないものもある<sup>(7)</sup>。したがつて、上場会社を対象とする証券取引法に基づく会計と、閉鎖会社を含むすべての株式会社を対象とする商法による会計規制とが同一に語られることを無条件に是認するわけにはいかない<sup>(8)</sup>のであり、開示制度についても区別して考える余地があることになる。

よ、もつとも、このような事情はわが国における株式会社制度が、本来横並びであるはずの会社の種類の一つとしてではなく、会社形態のヒエラルキーの頂点に存するものとして扱われてきてしまったことや、最低資本金制度が平成二年の商法改正までは存在しなかったこと等に起因するものであり、商法の想定外の事象によって、結果的に生じたものともいえるが、さらには商法と証券取引法の、法としての性格の本質的な差異が、両者の開示制

度を異なる法理に基づくものとしている可能性にも目を向けなければならない。

## 一 開示の種類と方式

### (1) 商法上の開示

商法が定める開示の方法には、「直接開示」、「間接開示」および「公告」の三種類がある。

このうち、「直接開示」とは、株主総会の会日の二週間前までに、株主総会招集通知に、開示のための書類すなわち計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書および利益金処分案（または損失金処理事案）、監査役の監査報告書の謄本（小会社の場合には除外（商法特例法二五条））、および商法特例法上の大会社の場合には会計監査人の監査報告書の謄本を添付して、株主に直接送付することをいう（商法二二三条一項・三項、二八三条二項）。

「間接開示」とは、開示書類を会社の本店および支店に備置いて、株主および会社債権者に閲覧させる制度を指している（商法二八二条）。現行法上は、定時株主総会の会日の二週間前から計算書類とその附属明細書、および監査報告書を五年間本店に、それらの謄本を三年間支店に備置き、株主および会社の債権者が営業時間内にはいつでも、それらの書類の閲覧を求め、費用を支払って謄本または抄本の交付を請求できるという制度となっている。なお、商法特例法上の小会社には二八二条一項の適用はなく（商法特例法二五条）、商法特例法二三条四項によって、ほぼ昭和五六年改正前の制度と同一のものとなっている。

また、株式会社は貸借対照表（商法特例法上の大会社については貸借対照表および損益計算書）または、その要旨を、公告紙として定款に定められた官報または日刊新聞紙に掲載して公告しなければならないこととなっている<sup>(14)</sup>

(商法二八三条三項、商法特例法一六条三項)が、これを「公告」という。計算書類の中で貸借対照表(大会社については貸借対照表および損益計算書)またはその要旨だけが公告義務の対象とされているのは、それを公告することが会社債権者その他の利害関係者の利益保護にもっとも資するものと考えられているからである。<sup>(15)</sup>

この「公告」は、株主や会社債権者のみでなく、株式を取得しようとする投資者、会社と取引をしようとする者、さらには地域住民等すべての者が利用することのできる開示制度ということができ、事後検索が必ずしも容易でないという欠点も持っている。<sup>(17)</sup>

なお、実際に決算公告を行っている会社は、全株式会社中のパーセントに満たないといわれており、これは、決算公告のコストに見合うベネフィットが会社にとって存在せず、決算公告の懈怠に対する制裁(二〇〇万円以下の過料)が実際には加えられることがないためと推測されている。<sup>(19)</sup> また、その根底には、大多数の株式会社においては、資本構成のみならず、取引関係も閉鎖的であり、官報または日刊新聞紙といったマス・コミュニケーションによる会計情報の公開を必要としないという考え方が横たわっている。<sup>(20)</sup>

このような現状を是正するために、ヨーロッパ諸国で実施されているところの登記所における公開の制度が、昭和六一年五月一五日に出された「商法・有限会社法改正試案」において提案されたが、実務界からの反対が強いこともあって未だ実現していない。<sup>(21)</sup>

このように、少なくとも商法の制度上には、株主に対する直接開示のみならず、株主以外に債権者をも対象とする間接開示や、相手方を限定しない公告の制度もあり、このことからすれば、商法における計算書類の制度が、株主・債権者をはじめとして、株式会社をめぐる直接・間接の利害関係者すべてとの関係において制度化されているものといつてよいであろう。<sup>(22)</sup> もっとも、公告されるのは、商法特例法上の大会社においても貸借対照表および

び損益計算書またはそれらの要旨であり(商法特例法一六条二項)、それ以外の株式会社では貸借対照表またはその要旨だけにすぎない(商法二八三条三項)から、株主と債権者以外の者に対しては、きわめて不十分な開示制度であるということが出来る。特に、商法上、計算書類の附属明細書は株主と債権者に対する間接開示の対象とされているだけであるから、まだ株主になっていない投資家や、現在当該会社と取引することを検討している者はこれを利用することができない<sup>(23)</sup>ということに注意しなければならない。

## (2) 証券取引法上の開示

証券取引法に基づく企業内容の開示制度は、有価証券届出書(五条)、目論見書(一三条)、有価証券報告書<sup>(24)</sup>(二四条)、半期報告書(二四条の五)等の制度から成り立っており、これらの書類によって開示を求められている内国会社の財務情報についての書類には、個別企業の年度財務情報としての財務諸表(損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書または損失金処理計算書、および附属明細書)等、企業集団の年度財務情報としての連結財務諸表<sup>(25)</sup>(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書)等、および個別企業の会計年度前半の財務情報としての中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書等)等がある。

すなわち、証券取引法による企業財務情報の提供制度は証券投資家の保護を目的としたものであって、証券投資家が自らの経済的意思決定に役立てるための情報として、個別企業の財務情報だけではなく、企業集団の財務情報や、タイムリーな企業財務情報を提供させるための中間財務情報をも開示させることとしているのである。

このように、証券取引法における、ある種の「間接開示」<sup>(26)</sup>の制度は商法のそれに比して、はるかに実効性の高いものとなっており、証券取引法適用会社についていえば、実質的に商法の開示制度の不十分な点を補完する形

となっている。<sup>(27)</sup>

## 二 開示制度の目的と機能

### (1) 証券取引法と商法の関係

ここまで見てきたように商法と証券取引法は、各々が株式会社の財務情報の開示についての制度を有しているが、両者の開示制度を比較検討する前に、概観的に二つの法律の関係について整理しておこう。

証券取引法は、その一条において、「この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。」と謳い、制定の目的を明らかにしている。

鈴木竹雄博士によれば、ここでいう「国民経済の適切な運営」とは「投資者の保護」によってその実現が期待される場所のものにすぎないことから、証券取引法はすべて投資者の保護を法形成の要因として組立てられているものと説明されている。<sup>(28)(29)</sup> また、同博士によれば、商法は企業関係自体の特殊性にもとづいて関係主体間の経済的利益を調整することを目的とするものであるのに対して、証券取引法は個々の経済の主体の利益を超越した経済全体の必要に基づいて企業関係につき規制することを目的とするものであり、<sup>(30)</sup> 経済主体間の利益調整を目的とする点において両者は同質であるが、商法（株式会社法）が会社をめぐる経済主体間の利益調整を一般的に図っているのに対して、証券取引法は投資者の保護という特別の角度から利益調整を図っているところに相違がある<sup>(31)</sup>とされる。さらに、すでに株主となっている者の保護と、株式を引受けまたは譲受けて株主になろうとする者



の保護とを分けて、商法は前者の保護のための制度を備えてはいるものの、後者の保護については不十分であるため、証券取引法がその部分をカバーしているという関係にあり、両者は一般法と特別法の関係に立つものと説明される。<sup>(32)</sup>

現在も、このような形で整理された、鈴木博士による両者の関係についての理解が一般的である(ただし、「特別法と一般法の関係」という部分には疑問がある)<sup>(33)</sup>。

そもそも、個々の取引等に対する、国家権力の「積極的な」介入は、私法の一部を構成するところの商法というものの基本理念たる自由主義からして、その任でないことは明らかである。

私法における(出発点における)自由と平等の確保だけでは、現実の力関係の中で、それが埋没してしまう場合に、国家権力の積極的な介入によりバランスを取るための法律を社会法と呼ぶものとすれば、証券取引法においては、開示の強制が大蔵省という国家権力の行使機関によって積極的に行われることからも<sup>(34)</sup>、私法の修正機能を果たす社会法的要素の強い法律であるものと位置づけられなければならない。<sup>(35)</sup>

## (2) 開示目的の差異

1 証券取引法は、証券を募集しまたは売出すことによって一般投資者に取得させようとする会社、および、その発行する証券が一般投資者によって広範囲に保有されているところの会社に対して、証券に対する投資判断に必要な企業内容を詳細に開示することを要求し、また証券を公開買付によって一般投資者から取得しようとする者に対しては、その公開買付の内容、公開買付をする者の状況および対象会社の状況を詳細に開示することを要求している<sup>(36)</sup>。前述のように、証券取引法は投資者を保護するという目的のために設定された法律であるから、

同法に基づく開示制度は投資者を対象とした開示規制ということになる。<sup>(37)</sup> すなわち、証券取引法上の開示は、もっぱら投資意思決定を適正ならしめるための情報提供を主要な目的としている。<sup>(38)</sup> もう少し具体的にいえば、投資者が事実を知らされないことによって被る損害からの保護を図っているのである。<sup>(39)</sup>

ただし、証券価格の正常な騰落による損益は、あくまで投資者自身の責任において負担しなければならないものであり、投資者保護とはいっても、有価証券の価値自体の保証がなされるわけではないことに注意しなければならない。<sup>(40)</sup>

2 会計学の立場からは、会計の目的ないし機能を配当規制と開示とに区分することが行われるが、証券取引法におけるディスクロージャーと商法上の開示制度との区別については一般に言及されていない。たとえば、白鳥栄一教授は、企業会計の本来の機能は情報提供機能であり、これが当然に開示規制に結びつくのに対して、わが国では利害調整機能もあるものとされ、こちらは配当規制と結びつけて考えられているとされた上<sup>(41)</sup>で、さらに、わが国の企業会計制度の中核は商法会計であるところ、その商法会計が債権者保護を標榜し、債権者保護の恩恵が配当可能利益の算定に結びつき、さらに配当可能利益の算定が利害関係者、具体的には株主と債権者との利害を調整する役割を果たすという思考から、情報提供機能より利害調整機能の方が会計の担う第一義的な機能であると、わが国では理解されるようになってしまったと述べられる。<sup>(42)</sup>

ここでは、商法の会計規制が持つとされるところの二つの要素についての優先順位にスポットが当てられていて、商法と証券取引法の両方に置かれている開示制度の目的の区別については触れられていない。たしかに現行制度上、開示される計算書類の内容自体には実質的な相違がなくなっている以上、開示の相手方の限定を含めた、その徹底の度合いの違いによる実効性という面を別にすれば、機能に基本的な相違はないはずである。その意味

では、記述論的な開示の機能については、両者の違いを云々する必要性はないのかもしれない。

もつとも会計学者の中にも、神森教授のように、商法の規定により、取締役の株主に対する報告責任に基づいて行われるところの、株主に対する会社の財務情報の提供や、債権者保護の精神に基づいて行われる、債権者に対する報告会計と、証券取引法会計とは、その拠って立つ根拠を異にする<sup>(43)</sup>と説明する論者もある。

また、武田隆二教授のように、「商法の目的は、『関係主体者間の経済的利益を調整』することにあり、計算規定の側面でこれを考えるとき、伝統的な債権者保護目的の中に株主保護の思想を部分的に取り入れることによつて商法計算規定は構築されている。これに対し、証取法は『投資者の保護』(実質的目的)に資するため、『有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする』(法的規制の具体的な目的)ものである。」<sup>(44)</sup>として、目的の上での相違に目を向ける論者も存在する。

ただし、証券取引法自体もまた、利害関係者の利益調整を図るものである点では同じであるとの一般的な理解<sup>(45)</sup>からすれば、この目的と「投資者の保護」という証券取引法における政策的な目的とを同次元で対比すべきではない。また、ここにも見られるように、会計学の文献では、「商法における債権者保護の思想(ないし目的)」という言葉がよく使われているが、商法全体にこのような「思想」が流れているわけではない。商法は私法の一部を構成するものとして、あくまで私人間の権利・義務関係の調整機能を担うものであり、自由な経済活動のために、想定される利害関係者間のバランスが大きく崩れないようにフレームワークを形成しているのであって、株式会社においては、その社員たる株主に有限責任が認められることとの関係から、このような政策的な配慮が必要とされ、それが配当可能限度額の算定という形で端的に現れているのにすぎないのである。少なくとも、証券取引法がその第一条に掲げているような、政策的目的と同様の意味で、商法の体系に「債権者の保護」なる目的

が存在しているわけではないことに注意する必要がある。

3 ひるがえって商法学者のサイドを見てみると、ここでは、何らかの意味で両者の区別を認識する論者が多いが、龍田教授や森教授のように一元的構成をとるものもある。

龍田教授は、証券取引法を別建てにしていないイギリスの会社法との比較から、少なくとも開示については、商法と証券取引法のそれを一体としてとらえるべきであるとし、日本が直接にその模範としたアメリカ法が二元<sup>(46)</sup>的構成になっているのは、主に連邦制を採用していることに起因するとされる。

このように一元的な立場に立って、同教授は開示制度の目的をして、会社とその管理者の行動を、情報提供の強制により公正に保つことであるとする<sup>(47)</sup>。具体的には、株主総会の議決権の行使における招集通知や、それに添付される計算書類等の書類（商法二八三条二項、商法特例法五条）により与えられる情報によって、権利を合理的に行使する基礎が与えられることになるため、株主の利益保護に役立つのと同時に、議決権の多数で決定される総会決議を通じて会社の行動を公正ならしめるという効果や、総会屋に対する利益供与の事実を知る手がかりとなり、代表訴訟を提起する権利を行使するきっかけにもなりうる<sup>(48)</sup>と指摘される。

また、同教授は、市場性のない証券に投資する場合にも、情報は必要であるが、ここでは取引の機会が少なく、投資しようとする者も限定され、また情報ギャップが小さく、なおかつ行政機関のコストという問題もある上に、証券取引法は原則として関与しないから、商法の開示制度だけが働くことになる<sup>(49)</sup>とされる。

さらに、通常の商品・サービスの取引についても、債務者となるべき会社の支払能力は、相手方が会社と取引関係に入るべきかどうか、あるいはどのような条件で取引すべきかを判断する上で、重要な要因であり、商法上の諸制度は、すでに会社と取引関係に入り債権者になってしまった者だけではなく、将来の債権者の保護も目

的としているものと説明され、かつまた、会社の規模が大きくなれば、取引関係も広がり、より多くの情報を広く開示する必要が生ずるため、商法は株式会社会社の規模に応じて、開示についても異なった定めをしているもの(商法特例法二条・一六条二項・二三条四項等)と指摘されている。<sup>(51)</sup> なお、ここでは、取引の規模にも目が向けられていることに注意しなければならない。

一方、森教授は、本格的な開示制度の起源が、一元論的立法を行っているイギリスにあることから、さらに進んで、投資家保護のみならず、公益の確保のための制度として開示制度を理解すべきであるとされる。<sup>(52)</sup> すなわち、会社法における公共性の法認には、一般条項としてのそれと、個別的制度におけるそれとがあり、後者の典型が開示規制であるとし、<sup>(53)</sup> さらにはイギリスの一八四四年登記法における企業開示制度の導入と、一八五五年有限責任法における、その発展を取り上げて、準則主義・有限責任制度の確立と企業開示制度との関係を説明する J・S・ミルの見解<sup>(55)</sup>に基づき、「……準則主義(法人格付与)も有限責任も競争秩序にかかわらしめられて一般企業に開放されたのであり、そして、この競争秩序の公正さを担保する役割を担って登場せしめられたのが企業開示制度であった。換言すれば、経済的自由主義の昂揚の下に国家が企業の私的自治を容認するにあたって、準則主義・有限責任に対するチェック・アンド・バランス・システムとして競争維持を主目的とした公益確保のために企業開示制度を会社法に導入したのである。」<sup>(56)</sup>と主張されている。

ここでは、商法の企業開示制度が準則主義・有限責任の代償としての「公益確保」のためのものと位置づけられている。<sup>(57)</sup>

森教授の説に対しては、公益目的をわが国においても直接商法の中に求めなければならない積極的な理由が存在するかという疑問がある。けだし、市場の存在を前提として競争の適正化を図る法としては、既に経済法とい

う領域が存在するからである。

このような商法の位置づけについての本質的な問題を別にしたとしても、具体的には商法における計算書類の開示は、株主、債権者、会社の取引相手（ないしは取引を考えている者）、あるいは会社の発行する有価証券を取得しようとする者等、会社と直接・間接に関係を持ち、ないしは持とうとする者との関係において意味を持つものであるから、「公告」が不特定多数の者に対して行われるものではあっても、本来の意味での「公益」目的ではなく、不特定多数の者と、会社をはさんでの取締役（会）ないし代表取締役との利益調整が行われるにすぎない。すなわち、「企業をめぐる利害関係者が、経営者・従業員と株主以外に、債権者、一般公衆たる投資家、消費者、地域住民、政府・地方自治体など、多数かつ複雑になってくると、これらの関係者間の利益を調整するために、国家ないし法による規制の必要性が生じてくる。商法は、これらの利害関係者のうち、特に会社・経営者・株主および債権者を主な対象とする『計算規定』を設けることによって、これら関係者間の『利害の調整』をはかっている。」<sup>(38)</sup>ものと理解すれば必要にして十分である。

たしかに、イギリスにおける立法史をひもとけば、株式会社が準則主義によって設立しうることとなった結果、その数が著しく増大することになり、株式会社の有限責任制度と相俟って、株式会社制度の不備が社会的な問題となったことが「開示」という制度を生む要因になってはいる。しかしながら、そのことから「開示」そのものの目的が社会全般の利益、すなわち公益を指向するものとするのは早計であろう。けだし、開示から得られる情報によって具体的に保護されるのはあくまで、個々の当事者の私益だからである。言い換えれば、ここでいう「公益」とは、関わる者が不特定多数であるということを意味するに止どまるように思われる。

また、開示制度がイギリスにおいて会社法の上で確立されたものであるとしても、それはアメリカを経て、証

券取引法上の制度としてわが国に導入されたものであるから、その基本的な趣旨は証券取引法上の開示制度には間違いなく当てはまるものの、それ以前から存在する商法上の開示制度の存在理由を示すものではない。

前述のように、わが国では株式の分散も、株券、社債券の流通もない中小零細企業で株式会社形態を採っているものが、数の上では圧倒的に多く、商法の対象と証券取引法の対象とがかなり食い違っていること等、法社会的な面からしても、両者を一元的にとらえるのは難しいものと思われる。

そして何よりも、経済法が別に存在するわが国の法体系の中で、民法の上に乗った形となっているところの商法に社会的要素を持ち込むことは、わが国の法体系そのものの根幹に関わる重大な問題であり、少なくとも商法の理解の中だけで行われるべきことではないのである。

4 これに対し、二つの開示制度を区別して把握しようとするもののひとつに竹内教授の見解がある。すなわち、商法上の開示の相手方は株主、債権者、投資家等さまざまであるが、その目的は株主、債権者の利益保護、特にその権利行使の手がかりを与えることにあり、もうひとつは投資家を対象に、その投資対象たる株式や社債についての情報を与えることにあるのに対して、証券取引法上の開示の目的は投資家に対する投資判断の資料を与えることにあり、かつまた、その機能は、投資家に対して正確な情報が公平に与えられることによって、個々の投資家が賢明な投資判断をなしうるようにすること、投資家が十分な判断資料に基づき投資決定をすることにより、市場が全体として公正な価格形成機能を果たせるようにするところにあるとする。<sup>59)</sup>

ここでは両者の目的が二元的にとらえられているが、投資家に対する投資判断のための情報提供という目的は両者に共通なものとされている。また、証券取引法の開示の目的が、公正な市場価格の形成というところまで及ぶものとの認識が示されている。

尾崎教授は、商法の開示と証券取引法の開示の目的は必ずしも同一ではないとの立場から、株主・投資者も商法の開示資料を利用して投資判断ができる限りでは、投資判断上の資料の提供という側面もあるが、商法によって開示される情報内容の充実度は証券取引法の場合ほどではないと指摘される<sup>(60)</sup>。

また同教授は、商法の開示の目的が、主に株主や債権者の会社に対する与信判断や、実際に権利を行使する上での判断資料を提供することにあるものとされ<sup>(61)</sup>、さらに、証券取引法の開示制度のみならず、商法の開示制度にも当然に不正抑止の機能が期待されているとする<sup>(62)</sup>。

弥永助教授は、証券取引法を商法の特別法として捉える立場に立って、株式会社も証券取引法も経済主体間の利害関係の調整を目的とするが、株式会社法は企業を取り巻く利害関係者間の調整を一般的に図るものであって、株主・株式引受人、会社債権者および会社と取引をなす者を保護する観点から、会計規制を行っている（株式を取得しまたは引受けようとする者の保護も若干図っている）のに対し、証券取引法は、投資者、とりわけ株式を譲受けまたは引受けて株主になろうとする者の保護を図っており、両者の間には多少の差異があるとの考察を示した上で<sup>(63)</sup>、さらに、証券取引法は、投資意思決定のため、詳細な開示を求める必要があるので加えて、比較的大規模な会社を対象とするため、詳細な開示のためのコストを負担しうるのに対して、商法は小規模な会社も対象とするから、省略された開示を求める方が合理的であり、逆に商法は株主の権利行使の実効性を高めるための情報は、たとえ、投資意思決定に有用でなくとも開示させる必要があるとの指摘をされる<sup>(64)</sup>。

このように各説とも、証券取引法の目的に関しては、投資者の保護のためという点で、ほぼ一致している<sup>(65)</sup>のに対して、商法による開示制度の目的については論者によって、かなりな幅がある。



### 三 開示制度の本質

1 私法としての商法の体系は、私人間の利害を調整し、自由な企業活動が可能となるようなフレームワークを作るためのものであり、商法の開示制度も、その利益調整のフレームワークのひとつである以上、そこには、利害対立（コンフリクト）の当事者として措置されているものが存在するはずである。

ヴァーグナーによれば、株式会社をめぐる関係者の間には、①株主と債権者の間に生ずるコンフリクト、②株主と経営管理者（将来株主）との間に生ずるコンフリクト、および③同じ株主の集団の中で大株主と小株主の間に生ずるコンフリクトの三つがあるとされている。<sup>(66)</sup> 興津教授は、これをふまえた上で、現在のわが国の商法は、債権者と株主、大株主と小株主、現在株主と将来の株主の間に生ずる利害コンフリクトを回避するための調整規範となっていると説明される。<sup>(67)</sup>

このような分析は、想定されるところの株式会社をめぐる当事者の対立関係についての示唆を与えてくれる。すなわち、商法上の開示制度についても、それぞれの当事者同士の関係によって、法的根拠が異なるはずなのである。<sup>(68)</sup>

今日、商法における計算規制の目的には、配当規制と開示の二つがあるものと理解されているが、前者は株式会社をめぐる対立図式の中から、株主と債権者の間の対立的な関係の調整を図ろうとするものである。これに対して後者は「所有と経営の分離」あるいは「所有と支配の分離」によって顕著となったところの、計算書類の実質的な作成者たる「取締役」と会社をめぐる利害関係者との間の対立関係という複雑な関係についての利益調整の必要性と強く関わっている。ここには、株主と「取締役」との対立的地位（「敵対的」という意味ではない）<sup>(69)</sup>や、

債権者と取締役との対立関係のみならず、将来の株主、将来の債権者たる取引の相手方等も含まれることになる。ただし、これもあくまで、私人間の利益調整を旨とする私法体系の中で、取締役会ないし代表取締役の権限と、広範囲に広がった関係者の利害とのバランスを考慮した上での、商法の担当するフレームワークの場の拡大と理解するべきである。

2 田村教授によれば、商法はなるべく公示の内容を少なくしたい経営者の利益と、なるべく多くを望む投資者・債権者等の利益の対立を調整することを目的とするものとされる。<sup>(70)</sup> すなわち、業務執行権を持ち、かつその業績を示すもののひとつとしての計算書類の作成権限をも有する取締役会ないし（多数説によれば業務執行の実行権限を持つところの）代表取締役は、一般的に情報の開示に対して消極的な傾向を有している。<sup>(71)</sup> 経営者は提供する会計情報が引き起こすかもしれないアクションとその経済的効果を事前に考慮し、公表する情報の種類や公表の時期を意識的に選択し、これによって不利な結果を回避したり、有利な結果を導こうとするものと予測され、<sup>(72)</sup> 表立っては企業の機密保護という理由<sup>(73)</sup>を挙げて、開示を避けようとする。<sup>(74)</sup> もちろん、経営者は企業経営上障害となることを恐れるだけではなく、経営者個人の責任が明らかになることを恐れて開示に消極的になるという面のあることはいうまでもない。

また、計算書類によって公開される情報の性質上、会社の信用状態を調査しようとする第三者の利用が本来予定されているものであることを前提として、<sup>(75)</sup> 商法二六六条ノ三第二項（昭和五六年改正前は同条一項後段）は、取締役に対し、計算書類の虚偽表示についての対第三者責任を明文化している。<sup>(76)</sup> この責任は、会社に課された開示義務についての権限を与えられている取締役会ないし代表取締役に対する具体的な開示義務違反の法定効果である。<sup>(77)</sup>

これは取締役と会社をめぐる第三者との力関係を勘案した上での利益衡量によるものであり、ディスクロージャーの制度が(広い意味での)取引の反対当事者に対する義務として、取締役の意に反しての制度化となつてゐることを意味しよう。<sup>(78)</sup> その意味でも、商法二六六条ノ三第二項もまた、株式会社とその機関および第三者との間の利益調整の一環として存在するものであるといえる。すなわち商法の開示制度には、一部に、このような実態を有する経営者と、それ以外の不特定多数の外部利害関係者とのバランスを保つという意味が含まれているものといえるのである。<sup>(79)</sup>

3 株主に対する開示機能は、直接開示と間接開示によって担われている(なお、商法二九三条ノ六に規定される帳簿閲覧権の制度が、少数株主権(発行済株式総数の一〇〇分の三以上)のひとつとして設けられており、これも一種の開示の請求権に属するものといえるから、広い意味での間接開示に当たる)。これらの株主に対する開示制度は、株式会社法において所有と経営の分離が図られていることにより、経営から阻害された企業所有者たる株主の利益を保護する必要があるところに、その基礎的根拠を見出すことができる。<sup>(80)</sup>

前述のように、これらの株主に対する開示制度は、イギリスおよびアメリカの制度に倣つて導入されたものであるが、英米法にあつては、株式会社をもつて組合契約とする考え方が根底に存在する。その結果として、株主が会社財産の真の所有者であり、取締役は株主の受託者にすぎず、株主と取締役の間には一種の信託関係があるものと考えられている。<sup>(82)</sup> ここでは、会社の帳簿や書類も株主の共有財産であり、当然に株主は自らの財産の閲覧を請求する権利を有することになると同時に、<sup>(83)</sup> 取締役は株主から会社の運営を委託されたものとなるから、直接株主に対して状況報告義務を負うことになるのである。<sup>(84)</sup>

これに対して、わが国の商法の基本的な構造においては、株式会社自体が構成員たる株主から独立して存在す

ることになるから、株主は会社の所有者として位置づけられるが、取締役は会社と直接委任関係に立つことにはなるものの、株主との間には直接の法的関係は存しない。しかしながら、近代企業における所有と経営の分離という事実のもとにおいては、実質的には株主が委任者、取締役が受任者となり、取締役は委任事務（その内容は会社の目的たる事業を通して利益を挙げることにある）<sup>(85)</sup> についての状況報告義務があるから、株主に対して直接の情報開示義務を負うものと理解するのが一般的である。しかしながら、成文法であるわが国において、商法の体系の上では依然として、取締役と株主の間に直接の法律関係を認めていない以上、法社会学的な分析だけから両者の間の法的な関係を導き出すことには、無理があるといわざるをえない。

先に紹介したように、学説の多くは、株主に対する開示制度が、株主に取締役等の業務執行を監督是正するための端緒となり、あるいは手段となると同時に、結果的には経営者の不正を抑止することにもつながりうるものと分析している。裏返せば、株主が会社に対して有する自益権および公益権の実効性を保障するために、商法が会社に対して、株主に対する直接開示と間接開示の制度を強制しているものと理解することができる。<sup>(86)</sup> すなわち、株主の開示についての権利は、自益権と公益権に付随したものと考えられるのである。<sup>(87)</sup> ここで開示の義務を負うのは、あくまでも会社であり、代表取締役（通説）は会社の機関としてその職務を負っているにすぎない。もともと、取締役は計算書類等の虚偽開示の場合について、会社に対する任務懈怠についての責任を問われるだけではなく、商法二六六条ノ三第二項によって、第三者に対してもその責任を問われるものとされているが、これは先に述べたように、会社の機関ないしその構成員に対して法定効果を定めたものである。

4 債権者に対する開示は、主に間接開示の制度によって行われるが、このように債権者の閲覧が、昭和四九年の商法改正によって認められたのは、会社債権者の権利行使に必要だからであると説明されている。<sup>(89)</sup> これはま

さに「債権者の保護」に資するものといえる。すなわち、株主が有限責任であることから、債権者の唯一の担保となるところの会社の資産が過度に流出することによって、債権者が詐害されるのを防止するために、商法上、配当規制がなされているが、その実効性を確保せしめるためには、債権者自らが、会社財産の不当な流出により害されることのないように、会社の財務についての監視をする必要があるのである。<sup>(90)</sup>

より本質的には、商法上、有限責任制度の利益を享受する会社に対しては、その対価として財務内容の開示が要求されているものと説明される。<sup>(91)</sup> その意味では、小規模会社や有限会社についても、有限責任を建前とする企業形態を選択する以上、企業内容の開示を避けることは許され<sup>(92)</sup>ない。したがって、定款に譲渡制限の規定を持つ非公開会社についても開示制度が強制されるのは当然である。

また、前述の商法二六六条ノ三第二項による、取締役の、計算書類等の虚偽開示についての対第三者責任は、有限責任の利益を享受するための代償としての開示の内容を担保する装置のひとつという意味をも持つこと<sup>(93)</sup>なる。

なお、この場合には、配当規制と同様に、根底において株主と債権者との利益の対立を視野においているものと考えられる。ただし、利益処分により外部に流出する金額と配当可能限度額は開示された計算書類に示された各勘定科目の金額をもとにして算定されるものだからである。

もつとも現実の力関係の下で、計算書類の閲覧を実際に求めうる債権者は、相手方を圧倒する實力を有する大口取引先や銀行に限られており、一般の債権者は、取引関係の円滑な継続・発展を望む限り、先方から自発的に計算書類が公表されるのを待つ以外にないというのが実情であるとの指摘もある。<sup>(94)</sup>

5 さらに有限責任制度の下では、当該会社と取引を行って債権者となるべきか否かの判断や、取引関係を継

続するか否かの判断は、相手方にとって極めて重要なこととなる。その判断の材料として、会社の財務情報は欠かせない性質のものであるから、これらの者に対しても、その開示が要求されることとなる。ただし、有限責任の認められる会社と取引をした債権者が、会社の倒産の際に損失を甘受すべき根拠のひとつとして、自ら危険を承知して取引に入り、<sup>(96)</sup>十分な自衛策を講じなかったこと（「自己責任の原則」）があげられるが、債権者が危険を承知するためには会社の計算の公開により、十分な情報を把握することが必要だからである<sup>(97)</sup>。したがって、もし有限責任の利益を享受しながら、公開制度に反対を唱えるのであれば、取締役や支配株主の責任強化の再検討が必要とされることにならざるをえない<sup>(98)</sup>。

もともと現行商法上、その時点における株主や債権者でない者に対する開示制度としては、「公告」があるだけである。これは内容的にも方法的にも、きわめて不十分としかいいようのないものである上に、圧倒的多数を占める中小零細の株式会社においては、ほとんど実行されていないという事実からすると、相手方との個別の關係において任意に計算書類を見せるといふ形でしか、会社の財務の状況を把握することができないのが現実であり、計算書類の登記所における公開制度の実現が待たれるところでもある。

## 結 語

今日、特にバブルの崩壊後、「自己責任の原則」が声高に叫ばれるようになってきている。この原則は、近代市民社会においては当然とされるものであって、自己にかかわる問題は自らの主体的判断に基づいて処理し、その結果の責任は自分自身が負うというものである。すなわち、個々の行った主体的意思決定が尊重されるところから、

当然にその結果は意思決定主体の責任となり、善し悪しにかかわらず、その結果を甘受しなければならないことを意味するのである。<sup>(99)</sup>

このような自己責任の原則の下では、各主体は、意思決定をするにあたって、自分で必要な情報を収集し、これに基づいて合理的な判断を下すことを求められるが、その場合に結果の善し悪しを左右する鍵は、第一に必要な情報が十分に与えられていること、第二にそれらの情報の内容が真実であって、信用できるものであること、および第三に意思決定主体が自らの判断により、目的適合的で、意思決定に必要にして十分な情報を収集し、これらを用いて合理的な行動選択をする能力を持つていることの三点に要約される。<sup>(100)</sup>この内、第三の要素は意思決定主体そのものの能力に係ることであるが、第一と第二の要素はディスクローズする側に要求されるものであって、<sup>(101)</sup>意思決定主体に対して、自己責任を要求するための前提となる事柄である。

商法上も、会社と直接の取引に入ろうとする者や既に入っている者が行う意思決定によって生じる結果に対して、自己の行った判断であるがゆえに自己責任であるとして突き放すためには、前提として真実の情報の開示が必要となる。これに対して、証券取引法上はその会社の発行する株式や社債を現に持っている者やこれから持つことを検討している者についても、いわば「商品」の品質の表示に相当するものとしての財務状況の開示が要求されることとなる。

さらに、貸借対照表および損益計算書のような会計に関する書類は、客観的な数字によって表現されるものであるため、それが真実である限り判断の資料としての有用性が高い反面、その内容の真実性が損なわれている場合にはミス・ジャッジをもたらすことになる。したがって、自己責任の原則の前提としての情報の正確性と信頼性を確保するために、監査役の会計監査や、(現在は商法特例法上の大会社に対してだけ強制されている)会計監査

人の監査といった制度、あるいは虚偽開示についての取締役の第三者責任（商法二六六条ノ三第二項）のような制度が不可欠となっているのである。

- (1) 興津裕康「会計情報のディスクロージャーと制度会計の役割（一）」會計一三三卷一号三五―三六頁。
- (2) 神崎克郎・ディスクロージャーii頁、龍田節「開示制度の目的と機能」法学論叢一一〇巻四・五・六号一―六頁。
- (3) 龍田・前掲一―六頁。
- (4) 安藤英義「会計の機能と会計制度」企業会計四八巻五号二〇頁。
- (5) 安藤・前掲二〇頁。
- (6) 田村茂夫「総論」社会会計法規制の目的・変遷」連井良憲他・社会会計法六頁。
- (7) 新井清光「江村稔」倉澤康一郎「武田昌輔」村山徳五郎〈座談会〉「企業会計制度の回顧と展望」〔倉澤発言〕企業会計五一巻二号六九頁参照。
- (8) 若杉明「中地宏」宮島司「濱本道正」〈座談会〉「わが国企業会計の現状と課題」〔宮島発言〕「税経通信五四巻一号一六五―一六六頁。
- (9) 株主の閲覧権は株主権の一つであるが、その性質をめぐっては、これを共益権とみるか（鈴木竹雄「竹内昭夫・会社法」〔新版〕一〇三頁、高島正夫・新版会社法九〇頁、北沢正啓・会社法〔新版〕一四九頁）、自益権と解するか（石井昭久・会社法上巻一二七頁、倉沢康一郎・新版注釈会社法(8)七三頁）、あるいは共益権的性質と同時に自益権的性質をも有する中間的性質の権利と解するか（田中誠二・再全訂会社法詳論上巻二七二頁）という争いが存する。いづれにしても、株主はこの閲覧権の行使によって得られた情報を利用して、株主としての権利行使や株式の売却あるいは、買い増しをする等の意思決定を行うことができることになる。
- (10) 明治三二年の新商法制定当初は、計算書類と監査役の報告書だけを対象として、それらを本店に備置くというものであり、かつ定時総会の会日の前であればその直前でも構わず、謄本、抄本の交付についての規定もなかった（これは明治三三年の旧商法上の開示制度の内容に較べて、明らかに後退している（森田章・企業内容開示制度一五―一六頁参照））。昭和一三年の改正によって、会日の一週間前から明記され、かつ謄本または抄本の交付の請求が可能



となった。また、昭和二五年の改正により、対象が計算書類の附属明細書にも拡大される等の改正がなされ、昭和四九年の改正では、債権者も附属明細書の閲覧が可能となっている。さらに昭和五六年改正により期間が二週間に延長された。

(11) これは定時株主総会招集手続の一環としての意味も持つ(倉沢・前掲六六頁)。

(12) 商法二八二条一項により、備置義務者は「取締役」と定められているが、これを代表取締役と解するのが通説である。

(13) 明治三二年商法制定当初は貸借対照表の公告の方法に制約がなく、店頭公告でもよかったが、昭和一三年の改正によって、官報または時事に関する日刊新聞紙に掲げることが要求されることとなっている。

(14) 公告義務者は代表取締役である(通説)。

(15) 倉沢・前掲八六頁。

(16) 神崎克郎「商法上の会社開示制度」神戸法学雑誌三〇巻一号四〇頁。

(17) 神崎・前掲・神戸法学雑誌三〇巻一号四二頁。

(18) 稲葉威雄「商法・有限会社法改正試案の解説」商事法務一〇八五号五五頁、浜田道代「企業と公示制度」現代企業法講座一六五頁、倉沢・前掲八七頁。

(19) 弥永真生「ディスクロージャー制度のあり方」ジュリスト一〇〇〇号一八五頁。

(20) 倉沢・前掲八七―八八頁。

(21) 上田宏「決算公告・貸借対照表等の公開」『商法・有限会社法改正試案の研究』金融・商事判例増刊七五五号一四六一―一五〇頁、三枝一雄「昭和五六年商法改正と企業公開」法律論叢五五巻四号七三頁参照。なお、登記所における公開は、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアなどでは従来から採用されている。EC第一指令三条、第四指令四七条一項もまた、商業登記所への登録を要求しているという事実からしても、登記所における公開が会社にもたらすコストは不当なものではなく、会社の計算内容の開示は、有限責任を享受するコストとしてとらえられるべきものである(弥永・前掲一八六頁)。

- (22) 江村稔・企業会計と商法二六一―二七頁。
- (23) その結果、株主は直接開示と間接開示を利用して企業の財務に関する情報を得ることにより、株式を他の投資者に売却する場合には、買い手となる投資者よりも詳しい情報を持っていることになる(森田章「投資者の保護」現代企業法講座2一九一頁・同・前掲・企業内容開示制度一四頁)。
- (24) 証券取引法二四条は、証券取引所に上場されている有価証券、有価証券届出制度の適用を受けた有価証券、店頭売買有価証券の発行者が、事業年度ごとに有価証券報告書を当該事業年度経過後三月以内に大蔵大臣に提出すべきことを定めており、この報告書は公衆の縦覧に供せられる。この有価証券報告書の記載内容は多岐にわたっている。たとえば、通常の第三号様式(開示省令一五条参照)は、第一「会社の概況」、第二「事業の概況」、第三「営業の状況」、第四「設備の状況」、第五「経理の状況」および第六「関係会社に関する事項」から構成されており、中でも貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書(または損失金処理計算書)および附属明細書からなる財務諸表は第五「経理の状況」において、主たる位置に置かれている。
- (25) 平成十一年三月三〇日に、証券取引法上の企業内容開示制度の骨格をなす企業内容開示省令、財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則および監査証明省令が、連結情報を中心とした制度の確立を図るため、大幅に改正されるとともに、中間連結財務諸表規則が新たに創設されており、グローバル・スタンダードとしてのIASとの調和のもとに、連結ベースでのディスクロージャーの強化が進んでいる(平松一夫・伊藤邦雄「上村達男編・金融ビッグバン会計と法五八―七六頁参照」)。
- (26) 森田・前掲・企業内容開示制度二二頁。
- (27) 鈴木竹雄「証券取引法と株式会社法」株式会社法講座第一卷三五六頁、長久保如玄・制度会计学の基本問題六八頁。
- (28) 鈴木・前掲三三三頁。同旨・河本一郎「証券取引法の基本問題」神戸法学雑誌二一卷三・四号二二四頁、弥永真生・企業会計と法一三頁。ただし、鈴木博士はその考察の対象として、様々な性格の条文から成り立つところの証券取引法全体を取り上げることがせず、株式会社法と特に密接な関係を有する部分、すなわち、有価証券の発行者会社お

よび発行証券の内容を公開するため証券の募集・売出について届出制度を採用した第二章の規定、ならびに、役員または主要株主による株式操作の禁止、財務諸表の統一、公認会計士による監査の強制、議決権の代理行使の勧誘等の規則を定めた第八章の一部に限定して論じられており(鈴木・前掲三五―三五二頁)、本稿でもこの限定にしたがうこととする。

(29) これに対して、神崎教授は「国民経済の適切な運営」と「投資者の保護」の両者をもって証券取引法の目的とされる(神崎克郎・証券取引法〔新版〕三三―三四頁)。

(30) 鈴木・前掲三五三頁。

(31) 鈴木・前掲三五四頁。

(32) 鈴木・前掲三五四―三五五頁、河本・前掲二二四頁、弥永・前掲・企業会計と法二〇頁、武田隆二・制度会計論一三三・一三四頁、長久保・前掲六八頁。

(33) 法解釈学において用いられる「特別法と一般法」の関係とは、同じ事象について、適用範囲の重複する複数の法が異なった効果を定めている場合に、より狭い、特殊性の存する領域について妥当する法の側が優先的に適用される。他の法がその範囲においては不適用になるという関係を指すものであることは言うまでもないところであるが、上場会社は有価証券報告書の提出によって、計算書類の開示が免除されたりするわけではなく、証券取引法と商法(商法特例法)の両方の適用を同時に受けて、それぞれの開示を行わなければならないのである。すなわち、証券取引法適用会社については証券取引法の規定が商法の規定を覆して優先的に適用され、商法の規定が排除されることになるというわけではない。ただし、証券取引法における情報開示義務違反についての損害賠償義務を定める二二条や二二条と、商法二六六条ノ三第二項による、虚偽の開示に対する取締役の第三者責任との競合は考えられないことはないが、一般には問題とされていない(両者の競合を認め、前者の適用を優先して後者の適用を排除すべきであるとするものとして、大塚英明「判批」法律のひろば三七巻七号七九―八〇頁)。したがって、鈴木博士のいうところの「特別法と一般法」という説明は、法解釈学における厳密な意味での「特別法と一般法」という用語法とは異なるものであるといわざるをえない。いわば、商法に対する「特別な法」という程度の意味でしかないように思われる。

- (34) 龍田教授によれば、開示制度というものは、強制力を伴う点で私的自治の原則の例外であるとされる(龍田・前掲二二八頁)。
- (35) もっとも、証券取引法は商法(株式会社法)と同様に、株式会社をめぐる利害関係者の間の利害調整を旨とするものであり、また、独占禁止法のように公正取引委員会が直接に「取引」自体に介入する性質のものではなく、提供された情報に基づいて投資者がいかなる取引を行うかという面には干渉するものではないから、その意味で私法に近い所に位置することはたしかである。
- (36) 神崎克郎「ディスクロージャーの機能と有効性」民商法雑誌七八巻臨時増刊号(2)法と権利2四三四頁。
- (37) 興津・前掲三八頁。
- (38) 龍田・前掲一二四頁、弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八八頁。
- (39) 森田・前掲・企業内容開示制度一八頁。
- (40) 森田・前掲・現代企業法講座2一九七頁、同・前掲・企業内容開示制度一八頁。
- (41) 白鳥栄一「企業会計と国際会計基準」三村退官記念商法と商業登記三六一―三六四頁。
- (42) 白鳥・前掲三六四頁。
- (43) 神森智・概説企業情報提供会計四頁。
- (44) 武田・前掲一三三頁。なお、鈴木竹雄||河本一郎・証券取引法二七―二八頁、神崎・前掲・証券取引法〔新版〕三二―三三頁参照。
- (45) 鈴木・前掲三五四頁、弥永・前掲・企業会計と法二〇頁。
- (46) 龍田節「証券取引の法的規制」現代の経済構造と法四八〇頁、同・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一一七頁。
- (47) 龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二三頁。
- (48) 龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二四頁。
- (49) 龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二五頁。

- (50) 龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二五頁。
- (51) 龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二五頁。
- (52) 森淳二郎「企業開示法理の再検討」大隅古希記念企業法の研究一三七―一三八頁・一五二頁。
- (53) 森・前掲一三七―一三八頁。
- (54) 中島史雄「イギリス会社法における開示制度と取締役の行為規制」星川長七先生還暦記念英米会社法の論理と課題一六七―一六八頁参照。
- (55) J・S・ミル・経済学原理(五)(末永茂喜訳)二一四頁。
- (56) 森・前掲一四一頁。
- (57) 森・前掲一三九―一四〇頁。
- (58) 長久保・前掲一〇頁。
- (59) 竹内昭夫「開示制度について」会社法の理論II一三七頁。
- (60) 尾崎安央「取締役の虚偽開示責任」加美和照編・取締役の権限と責任三四五頁。
- (61) 尾崎・前掲三四五頁。
- (62) 尾崎・前掲三四五頁。同旨・神崎・前掲・ディスクロージャー一一頁。龍田教授は、不正抑止の機能は元來は、開示制度の副産物であったが、その働きが認識されるとともに、開示目的のひとつとなってきたとされる(龍田・前掲・法学論叢一一〇巻四・五・六号一二五頁)。
- (63) 弥永・前掲・企業会計と法二〇頁。
- (64) 弥永・前掲・企業会計と法二―一二二頁。
- (65) 市場における公正価格の形成までが射程距離に入るか否かというところには疑問が残る。
- (66) Wagner, F. W.: Substanzerhaltung und Gewinnerverwendung bei Publikumsaktiengesellschaften, in: Wpg, 29Jg. 1976, S. 490. 興津・前掲四二頁参照。
- (67) 興津裕康「会計情報のディスクロージャーと制度会計の役割(二・完)」會計一三三巻二号二四二頁。

- (68) 黄清溪「商法における企業内容開示の法理」現代企業の情報とコミュニケーション一九八頁。
- (69) 倉沢康一郎「株式会社と私的自治」法学セミナー増刊・総合特集シリーズ14現代の企業一三五頁。
- (70) 田村・前掲六頁。
- (71) 中村忠「会計慣行の生成と発展」企業会計二五巻九号二九頁、浜田・前掲一六四頁、黄・前掲一九六頁。
- (72) 弥永・前掲・企業会計と法一六頁。
- (73) 企業の秘密主義と公開制度についての歴史的分析は、西村明「秘密公開制度と企業会計制度」経済学研究（九州大学）三九巻合併号三四三頁以下に詳しい。また両者の理論的分析については、津守常弘「財務諸表公開の論理」経済学研究（九州大学）三八巻合併号一四一頁以下参照。
- (74) 三枝一雄「昭和五六年商法改正と企業公開」法律論叢五五巻四号七六頁、黄・前掲一九七頁、弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八八頁。
- (75) 黒沼悦郎「判批」ジュリスト八八九号一〇七頁。
- (76) ここでは、計算書類に虚偽表示がある場合には、計算書類の実質的な作成者たる取締役は当然、故意または過失が存するものとの認識（大塚・前掲七八頁）のもとに挙証責任の転換が図られているものと考えられる。
- (77) 倉澤康一郎「商法の基礎」〔三訂版〕一五五―一五六頁。これに対して、商法二六六条ノ三第二項の責任を不法行為責任の一種と解するものに大塚・前掲七八頁。
- (78) 倉沢・前掲・法学セミナー増刊一三五頁。
- (79) 島原宏明「会計規範と法規範」駒澤大学法学部研究紀要五六号七―八頁。
- (80) 和座一清・新版注釈会社法(9)二〇一頁。
- (81) 倉沢・前掲・新版注釈会社法(8)六六頁。
- (82) Cooke, C. A.: Corporation, Trust and Company, 1951, pp. 69-72, pp. 86-88. 長浜洋一・アメリカ会社法概説九八頁。
- (83) 和座・前掲二〇二頁、黄・前掲二〇〇頁。

- (84) 黄・前掲二〇〇頁。
- (85) 安藤英義「商法における状況報告会計の展開」一橋論叢八六巻一号一九一―二〇頁。
- (86) 黄・前掲二〇二頁。
- (87) 間接開示における株主の閲覧請求権と債権者のそれとは、内容的には同じであるが、その情報を利用して行使することのできる権利、ないしは守るべき権利の種類においては異なる。すなわち、株主は債権者と異なり、共益権の行使につなげることもできるから、その権利の性質は自益権と共益権の行使を具体的に保障するものと理解すべきである。なお、倉沢教授は、商法二八二条の趣旨と閲覧権行使の効果からして、債権者のそれと異なるものと解することとはできず、閲覧権行使の効果は総会議決権や会社訴権等の行使の効果とは明らかに異なるから、自益権に付随した権利であると考えられるのが、その機能にもっとも即したとらえ方であるとする(倉沢・前掲・新版注釈会社法(8)七三頁)。
- (88) 倉沢・前掲・新版注釈会社法(8)六八頁、黄・前掲二〇二頁。
- (89) 森田・前掲・現代企業法講座2一九二頁。
- (90) 違法配当がなされた場合には、会社債権者は直接に株主に対して違法配当額の返還を請求できるとされている(商法二九〇条二項)。
- (91) 江頭憲治郎「企業の法人格」現代企業法講座2七六頁、浜田・前掲一六四頁、黄・前掲二一一頁、倉沢・前掲・新版注釈会社法(8)六六頁、弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八六頁、中島史雄「企業内容のディスクロージャー」と商法改正の課題」税経通信五二巻一六号一一六頁。
- (92) 弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八六頁。「商法・有限会社法改正試案」二12a参照。
- (93) 一般投資家が存在せず、取引の範囲も狭いことの多い有限会社についても、商法二六六条ノ三第二項と同様な規定(有限会社法三〇条ノ三第二項)があるのに対して、合名会社や合資会社の制度には、これと同様の規定がないのは、このような理由によるものと考えられる。
- (94) 浜田・前掲一六五頁。

- (95) 片木晴彦「判批」商事法務一〇九七号三八頁。
- (96) 森田・前掲・企業内容開示制度一〇頁。
- (97) 弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八九頁。
- (98) 弥永・前掲・ジュリスト一〇〇〇号一八六頁、中島・前掲・税経通信五二卷一六号一一六頁。
- (99) 若杉明「会計デイスクロージャと自己責任の原則―利益の平準化をめぐる―」會計一五四卷一号三頁。
- (100) 若杉・前掲一―二頁。
- (101) 若杉・前掲二頁。